

【救命救急入院料 1、2（令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合）】

加算名等	受理内容欄に記載されている内容
「早期離床・リハビリテーション加算」	「当該治療室において、早期離床・リハビリテーション加算の届出を行っている」
「早期栄養介入管理加算」	「当該治療室において、早期栄養介入管理加算の届出を行っている」
「算定上限日数に関する基準」	「当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っている」
「栄養管理体制」	「当該保険医療機関において、栄養管理体制が整備されている」
「精神疾患診断治療初回加算」	「専任の常勤医師に係る要件 1 適切な研修の受講」
「救急体制充実加算」	「救命救急センターに係る事項 高度救命救急センターに該当するか」・「救命救急センターに係る事項 救命救急センターの評価基準に基づく評価」

【特定集中治療室管理料 1～3（令和 8 年 6 月 1 日以降に新たに算定する場合又は引き続き算定するとして届け出直す場合）】

加算名等	受理内容欄に記載されている内容
「早期離床・リハビリテーション加算」	「当該治療室において、早期離床・リハビリテーション加算の届出を行っている」
「早期栄養介入管理加算」	「当該治療室において、早期栄養介入管理加算の届出を行っている」
「算定上限日数に関する基準」	「当該治療室に入院する患者について、関連学会と連携の上、適切な管理等を行っている」
「栄養管理体制」	「当該保険医療機関において、栄養管理体制が整備されている」

【ハイケアユニット入院医療管理料の注 5】

加算名等	受理内容欄に記載されている内容
「早期離床・リハビリテーション加算」	「作成」
「早期栄養介入管理加算」	「栄養管理に係る手順書の作成」